

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

評価実施機関名

壮瞥町長

公表日

令和4年4月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高齢者に対する定期予防接種のお知らせ、予診票の発行及び任意予防接種を含めた接種履歴の管理。</p> <p>新型インフルエンザの予防接種及び新型コロナワクチン接種にかかる接種券の発行、ワクチン接種記録システム(VRS)への接種券の登録、接種履歴の登録・管理、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>予防接種実施後、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>ただし、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する事務は以下の場合に使用</p> <p>①予防接種法による予防接種実施対象者の把握 ②予防接種台帳(予防接種接種記録履歴)管理</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種事業結果情報ファイル (2) 予防接種事業対象者情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1項番10、別表第1項番93の2・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第10条各号・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、8号、別表第二の第16の2、第16の3、17、18、19、115の2 項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、8号、別表第二の第16の2、16の3、115の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2 壮瞥町保健センター 住民福祉課健康づくり係
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
平成24年4月1日	Ⅱ. 特定個人情報の取扱いに関する指針	住民権様課長 岩原 正一 住民権様課長 森林 一也	住民権様課長 小林 一也	事後	
平成24年4月1日	Ⅲ. 住民権様に関する取扱いに関する指針	住民権様課長 森林 一也	住民権様課長 鹿 保	事後	
平成24年4月1日	Ⅳ. いつ時点の件数か	平成23年4月1日	平成20年12月31日	事後	
平成24年4月1日	Ⅴ.			事後	
今和24年1月6日	I. 保健措置 1. 特定個人情報ファイルを用いた手交換実施機関における担当者 2. 事務の概要	ア幼少期(未生-発育)、乳幼児(子)及び学童(子)に対して予防接種の実施(子)及び手交換の実施(子)並びに手交換の実施(子)に対する初期予防接種の告知せし、予診票の実施(子)及び手交換(子)を受けた保健措置の実施(子)を実施(子)。イハイエンド(子)や新規の保健措置の実施(子)を実施(子)。ウ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。エ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。 ア幼少期(未生-発育)、乳幼児(子)及び学童(子)に対して予防接種の実施(子)及び手交換の実施(子)並びに手交換の実施(子)に対する初期予防接種の告知せし、予診票の実施(子)及び手交換(子)を受けた保健措置の実施(子)を実施(子)。イハイエンド(子)や新規の保健措置の実施(子)を実施(子)。ウ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。エ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。	ア幼少期(未生-発育)、乳幼児(子)及び学童(子)に対して予防接種の実施(子)及び手交換の実施(子)並びに手交換の実施(子)に対する初期予防接種の告知せし、予診票の実施(子)及び手交換(子)を受けた保健措置の実施(子)を実施(子)。イハイエンド(子)や新規の保健措置の実施(子)を実施(子)。ウ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。エ保健措置の実施(子)を受けた保健措置の実施(子)を行(子)。	事後	
今和24年1月6日	I. 保健措置 1. 特定個人情報ファイルを用いた手交換実施機関における担当者 2. 事務の概要	住民権様課長 門脇 正一 住民権様課長	住民権様課長	事後	
今和24年1月6日	Ⅵ. 申込手続書類 1. 特定個人情報を用いた手交換の申込手続書類	平成27年4月1日 時点	今和2年12月1日 時点	事後	
今和24年1月6日	Ⅶ. 申込書類 1. いつ時点の件数か	平成27年4月1日 時点	今和2年12月1日 時点	事後	
今和24年6月1日	I. 保健措置 1. 特定個人情報 2. 事務の概要	新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	事後	
今和24年6月1日	I. 保健措置 1. 特定個人情報 2. 事務の概要	新規登録システム 1. 運営管理者 2. 番号登録者 3. システムの名称 4. 連絡先	新規登録システム 1. 運営管理者シテム 2. 番号登録者シテム 3. 中間サーバー 4. ネットワークセンターシテム	事後	
今和24年6月1日	I. 保健措置 1. 特定個人情報 2. 事務の概要	別表第(二)における情報開示の権限) 17.1(1)の准及(115の2項)	別表第(二)における情報開示の権限) 17.1(1)の准及(115の2項)	事後	
今和24年6月1日	I. 保健措置 4. 情報提供ネットワークセンタムによる情報連携 ②法令上の根拠	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	事後	
今和24年7月20日	I. 保健措置 1. 特定個人情報ファイルを用いた手交換 2. 事務の概要	手交換実施機関における特定期定の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	手交換実施機関に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	事後	
今和24年7月20日	I. 保健措置 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第16号	番号法第19条第16号・番号法第19条第6号(委託による登録)	事後	
今和24年7月20日	Ⅲ. 保健実施項目の1回差入料 の時点決定	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
今和24年7月20日	Ⅳ. ごちこち相談実施項目の2枚差 入料の時点決定	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
今和24年8月6日	I. 保健措置 1. 特定個人情報ファイルを用いた手交換 2. 事務の概要	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	事後	
今和24年8月6日	I. 保健措置 4. 情報提供ネットワークセンタムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新規登録システム 1. 運営管理者 2. 番号登録者 3. システムの名称 4. 連絡先	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新規登録システム 1. 運営管理者シテム 2. 番号登録者シテム 3. 中間サーバー 4. ネットワークセンターシテム	事後	
今和24年8月6日	I. 保健措置 5. 予防接種台帳(手交換接種記録履歴)の管理				
今和24年12月1日	I. 保健措置 3. 個人番号の利用 法令上の根拠			事後	
今和24年12月1日	Ⅲ. 保健実施項目の1回差入料 の時点決定			事後	
今和24年12月1日	Ⅳ. ごちこち相談実施項目の2枚差 入料の時点決定			事後	
今和24年4月26日	I. 保健措置 1. 特定個人情報ファイルを用いた手交換 2. 事務の概要	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	予防接種法に基づき、乳幼児・学童・成人・高校生に対する手交換(子)の実施(子)を受けさせ、予診票の利用による手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新型インフルエンザ等の予防接種及び新型コロナウイルス等の予防接種を実施(子)する手交換(子)の実行、接種部門の管轄(子)、運営(子)を行(子)。	事後	
今和24年4月26日	I. 保健措置 4. 情報提供ネットワークセンタムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新規登録システム 1. 運営管理者 2. 番号登録者 3. システムの名称 4. 連絡先	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。 新規登録システム 1. 運営管理者シテム 2. 番号登録者シテム 3. 中間サーバー 4. ネットワークセンターシテム	事後	
今和24年4月26日	I. 保健措置 5. 予防接種台帳(手交換接種記録履歴)の管理				
今和24年4月26日	I. 保健措置 4. 情報提供ネットワークセンタムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。	番号法第19条第7号、別表第二の第16の2、第16の3、第17の2、第18の2、第19の2、第20の2 ・行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第2の2番号令 で定める手交換(子)を受けさせた保健措置の実施(子)。	事後	